

現行定款	提案後の定款
関西電力株式会社定款 第1章 総則 (商号) 第1条 本会社は、関西電力株式会社と称する。英文ではThe Kansai Electric Power Company, Incorporated と記す。 (目的) 第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 電気事業 (2) 熱供給事業 (3) 電気通信事業 (4) 情報処理及び情報提供サービス事業 (5) ガス供給事業 (6) 電気機械器具及び蓄熱式空調・給湯装置その他の電力需要平準化又は電気の効率利用に資する設備の製造、販売、リース、設置、運転及び保守 (7) 鉄道事業法による運輸事業 (8) 不動産の売買、賃貸借及び管理 (9) 前各号の事業及び環境保全に関するエンジニアリング、コンサルティング及び技術・ノウハウの販売 (10) 前各号に附帯関連する事業 (本店の所在地) 第3条 本会社は、本店を大阪市に置く。 (機関) 第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 (公告方法) 第5条 本会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、大阪市において発行する朝日新聞及び毎日新聞に掲載して行う。 第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は、17 億8,405 万9,697 株とする。 (自己の株式の取得) 第7条 本会社は、会社法第165 条第2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。 (単元株式数) 第8条 本会社の単元株式数は、100 株とする。 (単元未満株式についての権利) 第9条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189 条第2 項各号に掲げる権利 (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募	関西電力株式会社定款 第1章 総則 (商号) 第1条 本会社は、関西電力株式会社と称する。英文ではThe Kansai Electric Power Company, Incorporated と記す。 (目的) 第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 電気事業 (2) 熱供給事業 (3) 電気通信事業 (4) 情報処理及び情報提供サービス事業 (5) ガス供給事業 (6) 電気機械器具及び蓄熱式空調・給湯装置その他の電力需要平準化又は電気の効率利用に資する設備の製造、販売、リース、設置、運転及び保守 (7) 鉄道事業法による運輸事業 (8) 不動産の売買、賃貸借及び管理 (9) 前各号の事業及び環境保全に関するエンジニアリング、コンサルティング及び技術・ノウハウの販売 (10) 前各号に附帯関連する事業 (本店の所在地) 第3条 本会社は、本店を大阪市に置く。 (機関) 第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 (公告方法) 第5条 本会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、大阪市において発行する朝日新聞及び毎日新聞に掲載して行う。 (経営の透明性の確保) 第6条 本会社は、可能な限り経営及び事業に関する情報開示をすることなどにより、需要家の信頼及び経営の透明性を確保する。 (再就職受入の制限) 第7条 取締役及び従業員等について、国等からの再就職の受け入れはこれを行わない。 第2章 株式 (発行可能株式総数) 第8条 本会社の発行可能株式総数は、17 億8,405 万9,697 株とする。 (自己の株式の取得) 第9条 本会社は、会社法第165 条第2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。 (単元株式数) 第10条 本会社の単元株式数は、100 株とする。 (単元未満株式についての権利) 第11条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189 条第2 項各号に掲げる権利 (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募

集新株予約権の割当てを受ける権利(3) 次条に定める請求をする権利 (単元未満株式の買増し) 第10 条 本会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。 (株主名簿管理人) 第11 条 本会社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託する。 (株式取扱規則) 第12 条 本会社の株式に関する取扱及び手数料は、取締役会の決議によって定める株式取扱規則による。 (基準日) 第13 条 本会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 前項その他定款に定めがある場合のほか、必要がある場合は、あらかじめ公告の上、一定の日における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。 第3 章 株 主 総 会 (招集の時期及び招集者) 第14 条 本会社の定時株主総会は、毎年6 月に、臨時株主総会は、必要がある場合に社長が招集する。 2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに当る。 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15 条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (議 長) 第16 条 株主総会の議長は、社長がこれに当る。 2 社長に事故があるときは、第14 条第2 項の規定を準用する。 (決議の要件) 第17 条 株主総会の決議は、法令の規定によるべき場合又は定款に別段の定めのある場合のほかは、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309 条第2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3 分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3 分の2 以上をもって行う。 (議決権の代理行使) 第18 条 株主は、議決権を有する本会社の他の株主1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 前項の場合においては、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。 (株主総会の議事録) 第19 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録する。	集新株予約権の割当てを受ける権利(3) 次条に定める請求をする権利 (単元未満株式の買増し) 第12 条 本会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。 (株主名簿管理人) 第13 条 本会社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託する。 (株式取扱規則) 第14 条 本会社の株式に関する取扱及び手数料は、取締役会の決議によって定める株式取扱規則による。 (基準日) 第15 条 本会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 前項その他定款に定めがある場合のほか、必要がある場合は、あらかじめ公告の上、一定の日における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。 第3 章 株 主 総 会 (招集の時期及び招集者) 第16 条 本会社の定時株主総会は、毎年6 月に、臨時株主総会は、必要がある場合に社長が招集する。 2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに当る。 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17 条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (議 長) 第18 条 株主総会の議長は、社長がこれに当る。 2 社長に事故があるときは、第16 条第2 項の規定を準用する。 (決議の要件) 第19 条 株主総会の決議は、法令の規定によるべき場合又は定款に別段の定めのある場合のほかは、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309 条第2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3 分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3 分の2 以上をもって行う。 (議決権の代理行使) 第20 条 株主は、議決権を有する本会社の他の株主1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 前項の場合においては、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。 (株主総会の議事録) 第21 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録する。
---	--

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の定員)

第20条 本会社の取締役は、20名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、補欠の場合は前任者の、増員の場合は他の現任者の残任期間と同一とする。

(取締役会及びその招集通知)

第23条 取締役会は、すべての取締役で組織する。

2 取締役会は、社長がこれを招集する。

3 社長に事故があるときは、第14条第2項の規定を準用する。

4 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の2日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の議長)

第24条 取締役会の議長は、社長がこれに当る。

2 社長に事故があるときは、第14条第2項の規定を準用する。

(取締役会の権限)

第25条 取締役会は、本会社の重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。

(取締役会の決議の要件)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

2 本会社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行うものとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第28条 取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2 取締役会の決議によって、社長1名を置き、なお副社長及び常務取締役各若干名を置くことができる。

(役付取締役の業務執行)

第29条 社長は、本会社の業務を統括する。

2 副社長及び常務取締役は、社長を補佐し本会社の業務を執行する。

3 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の代表取締役がその職務を代行する。

(会長)

第30条 取締役会の決議によって、会長1名を置くことができる。

2 会長を置いた場合には、第14条、第16条、第23条及び第24条中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の定員)

第22条 本会社の取締役は10名以内とする。

(取締役の選任)

第23条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、補欠の場合は前任者の、増員の場合は他の現任者の残任期間と同一とする。

(取締役の報酬の開示)

第25条 取締役の報酬に関する情報は個別に開示する。

(取締役会及びその招集通知)

第26条 取締役会は、すべての取締役で組織する。

2 取締役会は、社長がこれを招集する。

3 社長に事故があるときは、**第16条第2項**の規定を準用する。

4 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の2日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の議長)

第27条 取締役会の議長は、社長がこれに当る。

2 社長に事故があるときは、**第16条第2項**の規定を準用する。

(取締役会の権限)

第28条 取締役会は、本会社の重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。

(取締役会の決議の要件)

第29条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

2 本会社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第30条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行うものとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第31条 取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2 取締役会の決議によって、社長1名を置き、なお副社長及び常務取締役各若干名を置くことができる。

(役付取締役の業務執行)

第32条 社長は、本会社の業務を統括する。

2 副社長及び常務取締役は、社長を補佐し本会社の業務を執行する。

3 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の代表取締役がその職務を代行する。

(会長)

第33条 取締役会の決議によって、会長1名を置くことができる。

2 会長を置いた場合には、**第16条、第18条、第26条及び第27条**中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(取締役の責任免除) 第31 条 本会社は、会社法第426 条第1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423 条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 第5 章 監査役及び監査役会 (監査役の定員) 第32 条 本会社の監査役は、7 名以内とする。 (監査役の選任) 第33 条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3 分の1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第34 条 監査役の任期は、選任後4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。 (常任監査役) 第35 条 監査役会の決議によって、常任監査役若干名を置く。 2 常任監査役は、常勤とする。 (監査役会及びその招集通知) 第36 条 監査役会は、すべての監査役で組織する。 2 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の2 日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (監査役会の決議の要件) 第37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合のほかは、監査役の過半数をもって行う。 (監査役会の議事録) 第38 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行うものとする。 (監査役の責任免除) 第39 条 本会社は、会社法第426 条第1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423 条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 第6 章 計 算 (事業年度) 第40 条 本会社の事業年度は、4 月1 日から翌年3 月31 日までとする。 (剰余金の配当) 第41 条 本会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、金銭による剰余金の配当を行うことができる。 2 前項の配当が、支払開始の日から5 年を経過してもなお受取られないときは、本会社はその支払の義務を免れる。 (中間配当) 第42 条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年9 月30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当を行うことができる。 2 前条第2 項の規定は、前項にこれを準用する。	(取締役の責任免除) 第34 条 本会社は、会社法第426 条第1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423 条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 第5 章 監査役及び監査役会 (監査役の定員) 第35 条 本会社の監査役は、7 名以内とする。 (監査役の選任) 第36 条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3 分の1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第37 条 監査役の任期は、選任後4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。 (常任監査役) 第38 条 監査役会の決議によって、常任監査役若干名を置く。 2 常任監査役は、常勤とする。 (監査役会及びその招集通知) 第39 条 監査役会は、すべての監査役で組織する。 2 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の2 日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (監査役会の決議の要件) 第40 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合のほかは、監査役の過半数をもって行う。 (監査役会の議事録) 第41 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行うものとする。 (監査役の責任免除) 第42 条 本会社は、会社法第426 条第1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423 条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 第6 章 計 算 (事業年度) 第43 条 本会社の事業年度は、4 月1 日から翌年3 月31 日までとする。 (剰余金の配当) 第44 条 本会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、金銭による剰余金の配当を行うことができる。 2 前項の配当が、支払開始の日から5 年を経過してもなお受取られないときは、本会社はその支払の義務を免れる。 (中間配当) 第45 条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年9 月30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当を行うことができる。 2 前条第2 項の規定は、前項にこれを準用する。
---	---

	第7章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新 （脱原発と安全性の確保） 第46条 本会社は、次の各号の要件を満たさない限り、原子力発電所を稼働しない。 (1) 絶対的な安全性の確保 (2) 原子力発電所の事故発生時における賠償責任が本会社の負担能力を超えない制度の創設 (3) 使用済み核燃料の最終処分方法の確立 2 本会社は、脱原発社会の構築に貢献するため、可及的速やかに全ての原子力発電所を廃止する。 3 前項の規定により原子力発電所が廃止されるまでの間においては、他の電力会社からの電力融通や発電事業者からの電力調達により供給力の確保に努めるとともに、電力需要を厳密に予測し、真に需要が供給を上回ることが確実となる場合においてのみ、必要最低限の能力、期間について原子力発電所の安定的稼働を検討する。 （代替電源の確保） 第47条 本会社は、原子力発電の代替電源として、再生可能エネルギーなどの飛躍的な導入による自立分散型電源の活用や天然ガス火力発電所の新增設など、多様なエネルギー源の導入により、新たな発電事業を積極的に推進することにより、低廉で安定した電力供給の役割を担う。 （事業形態の革新） 第 48 条 本会社は、電気事業を営むにあたって、多様な主体の自由・公正な競争により、原子力に代わる多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電力料金の安定化を図るため、必要な法制度の整備を国に要請し、可及的速やかに発電部門もしくは送配電部門の売却等適切な措置を講ずる。 （電力需要の抑制と新たなサービスの展開） 第 49 条 本会社は、経営体質の強化を図るため、スマートメーターの活用やデマンドレスポンスの実施などを通じて電力需要の抑制に努めるとともに、節電・省エネルギーの推進を契機とした新たなサービス事業を積極的に展開する。
--	---